

## 議 事 録

会議の名称	令和5年度 第1回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和5年8月23日（水） 午後4時00分～午後5時30分
開催場所	茨木市役所 南館3階 防災会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 三浦 欣子 井上 しょうじょ 加古 望 辻本 元衛 尾山 洋恵 新谷 唯 安田 美千代 柴原 浩嗣 田畑 敬 笹川 千昌 (11人)
欠席者	熊本 理抄 押田 裕亮 (2人)
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 源本人権・男女共生課課長代理兼男女共生係長 和田人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 藪内人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (8人)
開催形態	公開（傍聴人 0人）
議題（案件）	(1) 「第2次茨木市人権施策推進計画」推進状況報告について (2) いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について (3) その他
配布資料	(1) 「第2次茨木市人権施策推進計画」推進状況報告書（案）（資料1） (2) 令和4年度豊川いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要（資料2） (3) 令和4年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要（資料2） (4) 令和4年度総持寺いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要（資料2）

（順不同、敬称略）

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<p>開会に先立って、新たに審議会の委員になられた方を紹介する。</p> <p>&lt;新任委員の紹介&gt;</p> <p><b>1 開会</b></p>
事務局	<p>ただ今から、「令和5年度第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。</p> <p><b>2 部長あいさつ</b></p>
事務局	<p>開会にあたり、中井部長よりあいさつを申し上げる。</p>
中井部長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
事務局	<p>&lt;出席状況と会議の成立について報告&gt;</p> <p>この後の議事進行については、会長に議長を務めていただく。</p> <p><b>3 諮問書提出</b></p>
会長	<p>初めに、中井部長より、本会議の諮問を頂戴したい。</p> <p>&lt;中井部長から会長へ諮問書を手交&gt;</p> <p>&lt;事務局より各委員に諮問書写しを配布&gt;</p>
会長	<p>諮問書の内容について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>諮問趣旨をご説明申し上げます。</p> <p>&lt;諮問趣旨の説明&gt;</p>
会長	<p>諮問のあった内容について、当審議会において審議をしていく。</p> <p>本会議は、原則公開の決定をいただいている。傍聴者がいたら入室していただきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	本日の会議には、傍聴の申し出があったが、来られていない。来られ次第、傍聴人に入室していただく。
会長	では、議事進行を進める。
<b>4 「第2次茨木市人権施策推進計画」推進状況報告について</b>	
会長	それでは、「第2次茨木市人権施策推進計画」推進状況について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<「第2次茨木市人権施策推進計画」推進状況について説明>
会長	ただ今の事務局からの報告について、意見や提案はあるか。
A委員	資料1の19ページ、89番について、茨木市として人権尊重のまちづくりを進めていく中で、職員の方にeラーニングで3か月かけて研修を実施されたというところで、参加者がのべ671名ということだが、今、茨木市の職員は全部で何人ぐらいか。
事務局	大体2000人弱ぐらいである。
A委員	2000人として、のべで671人ということは、これが全員1人1回としても3分の1、もしくは、のべなので複数受講しているとしたら、実際に受講しているのは4分の1ぐらいしかないのかなということを聞くと、少し残念である。この内容がどれぐらいの時間がかかるかは分からないが、eラーニングなので比較的自分の時間で受講できるのではないか。せっかく市として盛り上げようということをやっているのであれば、もう少し職員の方にも声をかけていただいて、4分の1というのはそういう意味では少し寂しいのかなという気がした。
事務局	おっしゃったように職員の3分の1ぐらいだが、というのは、もともと人権問題研修は、人事課担当で、今までは対面形式を想定して設定していた関係で、3年に1回の研修受講というサイクルになっており、職員の大体3分の1が受講しているという形になっている。ただ、委員のご指摘のとおり、人権課題は日々色々新たな課題が出てくる場所であるので、できれば年1回の受講にするなど、人事課に要望を出して検討していきたい。

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	この研修はeラーニングなので、動画を録画されていると思う。今回たまたま視聴できなかった方に録画を視聴するチャンスを設けていただくことによって、A委員の意見を活かしていただきたい。
B委員	12ページの48番「小中学校管理職人権教育研修の実施」について、改善方法に「学校訪問等で学校の課題を把握することで、研修の内容をより充実させる。」と記載されているが、事業の課題の「経験年数の浅い管理職が増加しているため、学校の課題について把握できていない」という記載とのつながりがよく分からない。誰が学校訪問等で課題を把握するのか。
事務局	担当課に確認し、書き方を分かりやすく改める。
C委員	私が知っている内容として、どういう状況かということを説明させていただく。それを踏まえたくて担当課に確認されてはどうか。この人権研修は、一つは校長向け、もう一つは教頭向けに行われており、毎年、セクシュアル・ハラスメントと同和問題を交代で受けることになっている。これはずっと続いている管理職研修だが、とは言え、経験年数の浅い管理職が増加しているというのは課題意識として妥当であると思う。もう一つ、学校訪問は、市教育委員会の学校教育推進課の指導主事が学校の様子を見に来て、必要に応じて指導をしていただけるという状況になっている。
D委員	計画の概要のところでは質問したい。先ほどの説明にあったように、取り組むべき主要課題も10点にわたって分かりやすく明記されており、それを受けての人権行政の推進についても非常に詳しく分かりやすく説明されている。ただ、一番大事なのは計画の推進体制である。そこで、連携体制の強化というのはよく分かるが、一番上の「行政」というところがよく分からない。もちろん、人権センターも含めて人権・男女共生課が中心となってやっていくべきものだと思うが、各課全体を網羅しようと思ったときに、「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」の58ページの「庁内の推進体制」のところに、「すべての行政分野において人権尊重のまちづくりの基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進に取り組むため、「茨木市人権擁護対策推進委員会」のもと、人権施策の全市的な推進に取り組みます。」と書いてあるが、この「茨木市人権擁護対策推進委員会」というのがよく分からない。そこを説明いただきたい。
事務局	この「茨木市人権擁護対策推進委員会」というのは、人権は横断的な取組なので、あらゆる課が関わる場所であるが、特に人権行政に関わりの深い担当部局が集ま

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	り組織しているものである。この計画の改定の際も、その作業部会というか、実際の担当課長が集まって計画の内容について審議した。そういう組織となっている。何か人権施策について庁内で諮っていく場合は、この対策推進委員会の中で議論する、そしてまた、審議会のほうでも審議していただくという形になっている。
D委員	了解した。対策推進委員会はどれくらいの課で組織されているのか。全部網羅しているのか。
事務局	全課ではなく、福祉関係、子ども関係、学校教育の関係など、人権施策に深く関わっている主要な課で構成している。
E委員	この冊子についてではなく、私の身近での話だが、コロナが落ち着いたので、小学生の子どもに「来年外国の実家に行きましょうか。」と聞くと、「いや、行かないよ、戦争が起こるから。」と言ったということがあった。驚いて、そういう情報はどこから聞いたのかと尋ねると、みんな小学校で言っているということだった。特定の誰かに対してのヘイトスピーチでもないし、周りに悪意の人もおらず、全然そういういじめもないのだが、外国人にとって、そういう厳しい雰囲気がかんたん迫ってくるなと思った。それに対して、市に何か取り組んでほしいのかというと、よく分からない。着地点のない発言で申し訳ないが、そういう感じたもの、また軽いものは、人権問題として取り組むものか。それとも、市として順番があって、重い人権問題に先に取り組んで、そのようなまだ実際に人権侵害を受けていないものについては、今のところ何もできないか。
会長	大変難しい問題である。戦いというのは人権侵害の最たるものなので、そこを私たちが賢く、どうお互いが助け合って友好的な関係を保っていくのが問題である。それと、ここに上がっている具体的な人権課題とはどちらがどうではなくて、両方とも大事なものであって、E委員の指摘も極めて重要な人権問題だと思う。 E委員、それは学校で聞かれたのか。
E委員	学校である。多分保護者でそういう発言があって、子ども達も言っているのだと思う。保護者としては言論の自由があり、全く批判しないが、だからこそどうしたらよいか分からず、何かよい方法があればと思う。
会長	基本的な人権意識を作っていくことが大事だと思う。 今の問題について何か意見はあるか。

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
F 委員	<p>E委員の発言とは少し外れるかもしれないが、やはり戦争のことが色々な形で、ニュースや色々なところで出されて、実際に今戦争が起こっているというようなこともあるので、子どもの間でも課題になったり話題になったりすることがあると思う。人権の授業の取組などでは、それに関わって、8月に平和を大切にしようというような授業の取組があったり、学校でも、学校と保護者が一緒になって学ぶ機会など作られたりしていると思う。やはりその中で、今現実に行っている課題と結びつけていくような学びの機会や内容を入れていかないと、学校現場で、外国にルーツがある子どもなどに対して、差別的な発言をしたり、その国に帰れみたいなことを言ったり、そういうひどい事例が起こってくる。特に戦争とかこんなところで対立があると、余計にそんなことが増えるのではないかと心配がある。今起こっている戦争の解決策というのは私達ですぐ分からないが、今起こっている問題と例えば8月に戦争を忘れないようにしようというような取組とを結びつけながら、保護者の皆さんと話をする機会や、あるいは子ども達が考える機会が必要なのではないか。決して人権の取組と外れているのではなくて、人権の取組の中で、また人権の平和の取組の中で、つながっているのではないかと思った。</p>
会長	<p>昨年度、図書館で行われた非核平和展に参加させていただいた。ウクライナのことも取り上げられていたし、一番直接的に心に響いたのは、茨木市が戦争中に被災した写真があって、具体的な地名もあってここがやられたという写真があった。あるいは、子ども達が絵を描いたりしていた。そういう地道な、平和意識を高めていくというか、人権と平和を共に大事にしていく、そういったことを日常的な活動の中で作っていくことが、E委員の質問に対する一つの答えかなと思う。</p>
E 委員	<p>やはり言論の自由は大事であるし、それを制限するのはやりすぎであり、よくないと思う。そういうやりかたではなくて、おっしゃるように平和に移行して徐々に浸透したらよいかと思う。</p>
G 委員	<p>令和4年度の事業実績について、人権擁護委員が学童保育課と連携して、学童保育の児童に人権教室をやっていると思うが、それはこの内容には入ってくるのか。コロナの関係で実施されていなかったというのものもあるかもしれないが、令和5年度分の報告書には記載してはどうか。</p> <p>また、トイレの話について、おにクルができるが、トイレの配慮などはされているのか。</p>
事務局	<p>トイレは当然ユニバーサルな仕様で、使いやすい形での設計にはなっている。多</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
G委員	<p>目的なトイレを配備する予定になっている。</p> <p>今、「だれでもトイレ」といって、LGBTに配慮したようなトイレが設置されているところが増えていると聞かすが、そこまではしていないということか。</p>
事務局	<p>そこまではいかない。</p>
F委員	<p>推進計画の改定を昨年度協議したので、その内容を踏まえた状況報告ではないと思うが、その議論になったところを、今後事業の検討などに活かしていく必要があるのではないかと思っている。</p> <p>一つは、先ほど19ページの89番で職員研修のことが議論になった。新型コロナによる影響で動画の視聴という形でされたということだが、アンケートも追加されたというようなこともあった。ほかにも、男女共同参画の管理職の研修や、「人権を考える市民のつどい」も会場とオンデマンドという形で行われている。このような形で、オンラインで学ぶ機会が増えるとは思いますが、研修の参加の条件などがきちんとできているかどうかや、その効果がどんなふうに出ているのかということを検討しながら進めていく必要があるということが、これまでも議論になった。そういうところがあるので、例えば89番の人事課の事業だが、671人参加されたということだが、動画を視聴する時間の確保などはきっちりとされているのかどうか。よく、自席で見るので、急にお客さんが来るとか、あるいは電話がかかってきて、途中で中断するというようなことがあると聞く。集合研修のときには席を離れて来るので、そういうところは少ないかと思うが、研修への参加の時間の確保や条件の確保というところできているかどうかや、アンケートを追加したということの中身など、オンラインの学習の効果を測っていかなければいけないと思う。ここでは、改善方法は、「課題を検討し、継続して実施する。」ということだが、やはり内容がどのように効果をあげているかという評価をしていきたいと思う。「市民のつどい」もオンデマンドを入れられて、見られる方が多くなったと思う。私もこの機会に見せていただいたが、そういう意味で参加しやすいというところはあるが、その効果がどうかというのも測っていく必要があるというのが1点である。</p> <p>2点目は、推進計画の検討のときにも、指導者の養成のところでもなかなか難しい課題があるという議論があった。21ページの98番の「ファシリテーター養成講座」や99番の「人権啓発リーダーの養成講座」について、「コロナ以前から、参加者が減少している。」という記載があり、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかった。」という記載もある。ここは特に、どんなリーダーを養成するかということを検討しながら講座の形や内容を考えていく必要があると思う。「人</p>

議 事 の 経 過

発言者

議題（案件）・発言内容・決定事項

材養成につながるような講座について検討が必要である。」という形で改善方法を書かれているが、ファシリテーターは実際にそれぞれの団体やグループなどで研修や講座を進める人であり、そのような人がどれくらい必要なのかということや、人権啓発リーダーの養成講座であれば、例えば啓発に取り組むような団体、あるいはPTAや企業や色々な団体で取組をされると思う。それを進めるようなリーダーを養成しようと、そのために、このような内容、このような人に呼びかけてやろうとか、そういう具体的な検討が必要ではないかと思う。指導者の養成のところ、社会教育リーダーの養成などはコロナで中止になっているということも書かれているが、そういうところもどのようなリーダーを養成するかということを決めながら、それに関するような団体に呼びかけていくことが必要ではないか。以前も紹介したかと思うが、私の住んでいる町の人権セミナーは4回とか5回とか連続して実施されるが、中学校あるいは小学校のPTAの人権教育担当は分担してそれに参加して、その報告をPTAのニュースにまとめたり、役員会で報告したりするといった形で、その団体の中心になるようなリーダーの人がここで学んで、それを団体に返していくという仕組みを作られている。まとめてニュースに書くのはなかなか大変だと言われていたが。そのような形で、リーダー養成のところは、どんな団体のどんなリーダーを養成するかということを決めながら、その団体などと連携しながら事業の形を考えていく必要があると思った。

もう一つ議論になったのは、人権の救済のところがあったと思う。人権相談をずっとやっているが、なかなか解決につなげるのは難しく、そのためには色々な専門の機関と連携しながら相談をしないといけないというのがある。39ページの184番に「人権相談機関ネットワークの充実」ということが書かれている。大阪全体では人権相談機関ネットワークを作って取り組んでいるが、茨木市としてこのような相談のネットワークのようなものを作られているのか教えていただきたい。やはりこのような形で相談機関のつながりがあれば、色々な問題が起こったときに、相談を連携しながら解決に結びつけていくことができるのではないかと思い、大事な事業だと思っている。このような人権の救済につなげるような取組が必要だということも、昨年度の議論の中にもあったので、教えていただきたい。

最後に1点だけ、先ほどD委員が推進体制のことをおっしゃったが、確かに、私も気がつかなかったが、計画としては、この推進体制で取り組むということが書かれているが、推進状況報告書に書かれているのは事業だけである。なので、推進委員会が年何回行われて、どのような内容でされて、というようなことを、あるいは推進体制で出てくるようなところがどのように実施されているかということも推進状況報告書の中で提示していただくと、検討ができるのではないかと思った。

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<p>大きく4点の質問であった。一つは職員研修について、学習環境というか時間の確保などができているかどうか、そして効果測定に関すること。二つ目は、指導者・ボランティアの養成で、どんなリーダーを養成するのかということである。到達目的も含めて、またそのリーダーが返していく仕組みについてどうかということ。それから三つ目には、人権の救済に関わって、人権相談のネットワークである。人権相談といっても色々な中身はずいぶん違うので、そういった中で異なったそれぞれがつながって、ネットワークで考えていくというようなことも茨木市としてどうなのかということ。4番目には、推進体制の問題について質問があった。順番に事務局に回答願いたい。</p>
事務局	<p>人権研修だが、視聴機会の確保というところは、もちろん、自席で見ることが難しい方等は、人事課に相談していただければ別室を設けるなど、対応させていただいている。それから効果測定のところは、人事課のほうで効果測定のアンケートを実施し、集約をしているところであるが、内容についてはこちらのほうで把握できていない部分があるので人事課のほうに確認させていただきたい。</p> <p>それから2点目の「ファシリテーター養成講座」や「人権啓発リーダーの養成講座」のところだが、ここに書いてある実績のとおり、コロナの関係で、なかなか対面式で受講者のワークを含めて実施していくことが難しいというところで実施を見送っている。しかし、ファシリテーターについては、人権学習の進行役となっただけでよい方を養成していくというところは人材の育成につながるし、また、人権啓発リーダーについては、色々テーマを決めて、そのテーマに特化した人権啓発リーダーを育てていくということなので、まだ仕組みづくりまではしていないが、今後この事業を実施していく中で、仕組みづくりについては考えていきたいと思っている。</p> <p>39ページの184番「人権相談機関ネットワークの充実」については、市の人権相談機関ネットワークはできておらず、ここに記述させていただいているのは大阪府人権協会が作っていただいている人権相談機関ネットワークのことである。このネットワークの中で、相談交流会や実践交流会などに参加して行って、ネットワークの充実を図っていくという記載をしているところであり、市の事業のことではない。</p> <p>推進体制のところ、事業の実施、事業実績などの報告については、これまでは会議を開いて報告という形ではなく、部長級の庁議という会議があり、そこで報告というふうにさせていただいて、各所属に下ろしていくということにしている。その場をもって報告というところで、なかなかその時点で意見をいただくというのは難しいが、今後何らかの意見をいただくような機会も設けることを検討していきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>いと思っている。</p>
F委員	<p>推進体制のところも、何かこの報告書に書けるような形であればよいなと思うので、できるようであれば検討いただきたい。</p>
	<p><b>5 いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について</b></p>
会長	<p>引き続き、いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;令和4年度豊川いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明&gt;</p>
事務局	<p>&lt;令和4年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明&gt;</p>
事務局	<p>&lt;令和4年度総持寺いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明&gt;</p>
会長	<p>今の説明について、質問や意見はあるか。</p> <p>&lt;質問・意見なし&gt;</p>
会長	<p>3館共通するプログラムもあり、また、それぞれの独自のプログラムもあって、本当に頑張らせていただいていると思う。それと、コロナについてもやっと元に戻りつつあるなという機運も感じられながら、まだまだ色々な問題がたくさんあるかもしれないが、3館ともよろしく願いたい。</p>
	<p><b>6 その他</b></p>
会長	<p>次に、「その他」について、事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>&lt;令和5年度新規事業（犯罪被害者等見舞金、LGBTに関する事業）について説明&gt;</p>
会長	<p>今の説明について、意見はあるか。</p>
F委員	<p>新しい事業は大切な事業だと思う。少し分からなかったのは、犯罪被害者等見舞金制度について、茨木警察署との協定というところで、「犯罪被害者等に対する情</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<p>報提供」とあるが、どういう仕組みで協定されていて、どのような形で情報提供されるのかということである。やはり情報と言うのは、本人にとっては知られたい場合もあれば知られたくない場合もあると思うので、警察との協定というところでどのような内容にされているのか教えていただきたい。</p> <p>協定の中身だが、まず被害者の方が犯罪に遭われた、家族の方が亡くなられたということになれば、茨木警察署のほうから犯罪被害者及びその遺族に対して、こういう見舞金があるということを情報提供していただく。それに基づいて、遺族または被害者の方が見舞金の申請を市の窓口にしていただく。その場合に、来ていただいたら、見舞金だけでなく、市のあらゆる関係課があるので、支援情報の提供などをさせていただくということである。また、犯罪被害者の申請の事実確認について、本当に事実かということ、もちろん申請者の同意を得たうえで、警察署のほうに市のほうから照会をかける。それで事実であるという回答を得たうえで、見舞金を遺族または被害者の方に交付していくというような仕組みになっている。</p>
C委員	<p>この犯罪被害者等見舞金制度において、支給対象者となる「配偶者・子」というところに、LGBTの方、同性パートナーの方は該当というか、そういうところへのフォローはあるのか。</p>
事務局	<p>パートナーシップ宣誓制度を本市もやっているの、そこはもちろん家族としてみなして配慮していくということ考えている。</p>
会長	<p>ほかに意見がないようなので、この議題について終わる。事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>次回、第2回審議会は、令和6年2月頃の開催予定である。また、この会議の議事録については、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただく。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">7 閉会</div>
会長	<p>本日の議題は、すべて終了したので、閉会させていただく。</p>